

市内生活保護指定薬局のみなさまへ

11月の生活保護における後発医薬品調剤状況報告書の提出について

神戸市福祉局くらし支援課
一般社団法人 神戸市薬剤師会

平成30年10月1日施行の生活保護法改正により生活保護受給者について医師が後発医薬品の使用を認めた場合は、原則として後発医薬品を調剤していただくこととなっております。昨年11月の調査から1年経った令和5年11月現在の後発医薬品調剤状況把握、及び生活保護受給者に対する適正な医療扶助の決定の指導のため、調査へのご協力をよろしくお願い致します。

1 取組み内容

(1) 報告対象

生活保護の医療扶助で、11月に後発医薬品を調剤した「全品目」が対象となります（ただし、医師が後発医薬品への変更を不可とする銘柄名処方をしている場合は除きます。）。

(2) 報告様式について【前回と同様です】

- ①処方の種別（一般名処方、変更可の銘柄名処方）
- ②後発医薬品を調剤した事情等の項目
- ③レセプトに後発医薬品の調剤理由を記載した場合も、報告様式による提出をお願いします。
- ④「4その他の理由」欄は自由記載です。ただし、流通困難により在庫がない等は『a』、患者の意向による疑義照会等で変更不可になった等は『3』を選択し、その他の理由には該当致しません。

(3) 報告は神戸市薬剤師会をお願いします！

12月20日までに神戸市薬剤師会へFAXをお願いします。

全指定薬局(非会員薬局様含む)からの報告が必須です。

報告対象の受給者がいない場合も「報告対象なし」に○をして送付して下さい。

2 神戸市（医療扶助）における後発医薬品使用割合

みなさまのご協力により、平成26年6月の取組み開始時から使用割合が大幅に増加しました。

調剤月	H26.6	H27.5	H28.5	H28.10	H29.5	H29.10
使用割合	60.96%	67.11%	72.00%	73.30%	74.92%	74.00%
調剤月	H30.5	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4
使用割合	79.11%	89.25%	87.34	91.88%	90.43%	91.67%

①指標：（後発医薬品／後発医薬品が存在する医薬品＋後発医薬品）での算出

②国が設定する使用割合の目標：2020年度中に80%を達成

3 お問い合わせ先

後発医薬品使用促進の取組みについては、神戸市 福祉局 くらし支援課 医療担当（電話：322-5202）、個々の受給者に関することは、各福祉事務所へお問合せください。

提出先：神戸市薬剤師会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-4-3 兵庫県薬剤師会館7階
TEL：078(366)5593 FAX：078(366)5640

報告様式や本取組については、神戸市のホームページ（<http://www.city.kobe.lg.jp/>）にてご確認ください。 で